

『ひがしくさんぽ』

「住居表示制度とは??」

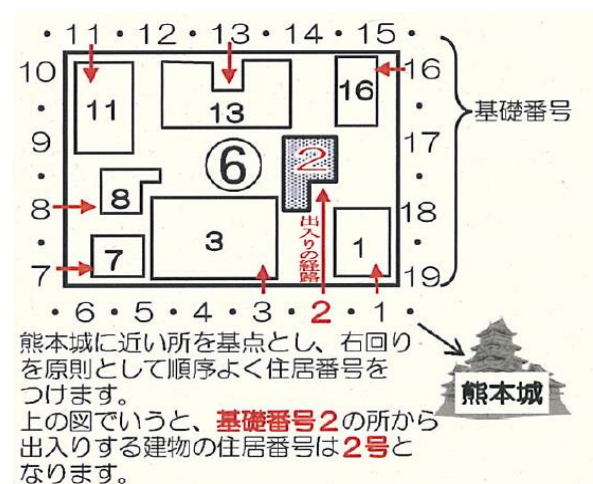
現在、ご自分がお住まいの住所の表示に興味を向けたことはありますか？実は住所の表示にはルールが存在しているのです。そんな住所に注目して第1回ひがしくさんぽでは「住居表示制度」についてお話しします。

この制度は「住居表示に関する法律（昭和37年施行）」に基づいて町の区域（町界）と町の名称（町名）を整備するとともに、住居や事業所の所在地（住所）を順序良く整理し、場所をわかりやすくするために行われます。住居表示整備前の住所は土地の地番をもとにしており、番号が順番通りでなかったり、桁数が多いなど、目的の住居や事業所の場所を探すのが困難な場合があります。そのため熊本市では昭和40年からこの事業を進めています。具体的にどのようになるかという「〇〇町××番地」から

「〇〇△丁目×番×号」と変わります。ちなみに 東区では健軍、東野、花立、東町、戸島西などをはじめ、すでに多くの地域で住居表示の整備が進んでいます。HPにも詳しい実施状況を掲載していますので、ぜひ興味のある方はのぞいてみてください！

さて、具体的にどのように決められているのか図をもとに見ていきましょう。まず、町の区域は道路、鉄道、河川、水路などを境界として定めます。写真1の赤い点線で区切られている区域は城見3丁目とします。そしてその定められた区域内で熊本城に近い場所を起点に考え、何番になるか決めます。写真1では赤い⑥は6番となります。そしてその番号内でも出入口が熊本城に近い順に何号になるか決めます。写真2では色がついている部分は2号となります。つまり該当の場所は「城見3丁目6番2号」と定められるのです。

このような法則がわかっていると地図の見方も変わってくるかもしれませんね。



(東区役所区民課 ☎367-9124)